

企業の皆様へ 通年雇用助成金のご案内

雇用保険の被保険者である季節労働者を、冬期間も離職させず、対象期間（令和7年12月16日～令和8年3月15日）まで継続雇用した指定業種（下記参照）の企業は、賃金・経費の一部助成が受けられます。

指定業種とは

①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業
⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く）の製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」・「建具製造業」・「鉄骨製造業」・「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」・「金属製サッシ・ドア製造業」・「鉄骨系プレハブ住宅製造業」・「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」・「畳製造業」 ⑪農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）

通年雇用助成金申請手続きの流れ

① 通年雇用届の提出

受付期間 令和7年12月16日
～令和8年1月31日

対象者を届け出るため「通年雇用届」などの書類を北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターに提出してください。

提出書類

- ①通年雇用届
- ②対象労働者申告書
- ③継続雇用労働者名簿（12/15現在）
（新規利用または3年度以上利用のない事業所のみ）
- ④対象期間内の工事（生産）見込証明書
- ⑤請負契約書・注文書等
（対象期間の工事の見込みを証明するもの）
- ⑥建設業または採石業の場合は
登録証等の写し（※許可のある方のみ）

確認書類

- ①新規継続労働者の出勤簿、賃金台帳
- ②対象労働者全員分の労働者名簿
または雇用契約書
（新規利用または3年度以上利用がない場合は在籍者全員のもの）

② 通年雇用助成金支給申請書の提出

受付期間 令和8年3月16日
～同年6月15日



実際に支払われた賃金等を申告するため「通年雇用助成金支給申請書」を北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターに提出してください。

提出書類

- ①支給申請書
- ②対象労働者申告書
- ③継続雇用労働者名簿（3/15現在）
- ④支給要件確認申立書（通年雇用助成金）
- ⑤支払方法・受取人住所届
（登録済口座を指定する場合は不要）

確認書類

- ①在籍者全員分の労働者名簿または
雇用契約書（在籍者全員のもの）
- ②対象労働者の賃金台帳
- ③対象労働者の出勤簿（継続労働者を含む）
- ④工事に関する請求書・通帳（写）
（通年雇用届時に契約書等の添付できなかった場合）

③ 通年雇用助成金の支給

北海道労働局が支給申請書を受理し、申請からおおむね2～4ヵ月後に北海道労働局が支給します。

※同一の目的で他の助成金制度を利用した場合、制度によっては併給できないこともありますので、事前に北海道労働局までお問い合わせください。

対象となる労働者は

- 令和7年9月16日以前から雇用されていて、令和8年1月31日現在において、雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、受給することが見込まれる方
- 令和7年12月16日から令和8年3月15日（以下「対象期間」）の間継続雇用され、かつ、それ以後令和8年12月15日まで継続雇用されることが見込まれている方

※次の①または②に該当する方は対象から除かれます。

- ①管理監督の業務または季節の業務に直接従事していない方（管理監督者、事務員など）
- ②出稼ぎ就労を常態とする方

通年雇用助成金の申請手続きについて

北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3F

通年雇用助成金担当 (TEL.011-738-1043)

お問い合わせ

建設業チャレンジ支援センター事務局 TEL.011-213-1647

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 10F (株)東京商工リサーチ北海道支社内

建設業チャレンジ支援センターは、(株)東京商工リサーチ北海道支社が、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会から委託を受けて運営しております。（令和8年3月31日終了）